調　査　報　告

人権に関する意識調査（第19回）

対象：熊谷市内公立中学生

令和７年３月

熊谷市人権教育推進協議会

人権に関する意識調査報告書

1　目　　的　　熊谷市内の中学校に通う生徒の人権に関する意識を調査し、人権教育実践のための基礎資料とする。

2　実施主体　　熊谷市人権教育推進協議会
調査専門委員会

3　実施時期　　令和６年９月

4　対　　象　　市内公立中学校３年生　全生徒
（市内１６校及び熊谷特別支援学校）

5　方　　法　　全数調査　タブレット方式、無記名

6　調 査 数　　１，３４０名

7　調査項目　　(1) 一般的意見に関すること。
(2)人権に関する認識、関心、態度等に関すること。

8　調査報告書をみるにあたっての留意点
(1) 割合（％）の合計が100％にならない場合がありますが、それは、四捨五入して得た値のためです。

(2) 設問によって、回答者数が異なっています。例えば、設問６では、設問５で「ある」と答えた人が回答することになっています。そこで、各設問とも回答者数を母数として、割合（％）を示してあります。

9　その他
この調査結果の一部を熊谷市・熊谷市教育委員会が発行しております人権啓発パンフレット「わたしたちにできること」（令和７年度版)、熊谷市人権教育推進協議会発行の「人権教育ニュース」（令和７年３月発行）に掲載いたしますので、併せて御覧ください。

令和６年度　第１９回　人権に関する意識調査〈中学校３年生対象〉

実施期間　令和６年９月２日（月）～９月３０日（月）

この調査は、「誰もが人間らしく生きるため、差別のない社会を作るにはどうしたらよいか」ということを考えるための参考にします。自分の知っていることや、考えていることをありのままに答えてください。　また「その他」を選んだ場合は、あなたの思ったことや考えたことをできるだけわかりやすく書いてください。

1　あなたは、自分の身の回りにおいて、人権（すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利）が尊重されていると思いますか。１つ選んでください。

（ア）そう思う　（イ）ややそう思う　（ウ）そう思わない　（エ）わからない

2　あなたは、学校や地域社会の中で、差別があると思いますか。１つ選んでください。

（ア）ある　（イ）ない　（ウ）わからない

3　あなたの関心の高い人権課題（問題）はなんですか。（複数回答可）

（ア）女性の人権
（イ）子どもの人権
（ウ）高齢者の人権
（エ）障害のある人の人権
（オ）同和問題（部落差別）
（カ）外国人の人権
（キ）ＨＩＶ感染者・ハンセン病感染者・新型コロナウィルス感染者等の人権
（ク）犯罪被害者やその家族の人権
（ケ）アイヌの人々の人権
（コ）インターネットによる人権侵害
（サ）北朝鮮当局による拉致問題
（シ）災害時における人権への配慮
（ス）性的指向・ジェンダーアイデンティティ、ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人権
（セ）様々な人権問題

例：刑を終えて出所した人、ホームレスの人権、ハラスメント、ケアラー・ヤングケアラー、依存症に関する人権問題、ひきこもりに関する人権問題、非正規雇用等による生活困窮者問題、性的搾取や強制労働等を目的とした人身取引等の人権問題

（ソ）その他（　　）

4　あなたは、人権課題（問題）について、どのように考えますか。１つ選んでください。

（ア）すべての人に関わる大切な課題（問題）
（イ）関係ある一部の人の課題（問題）
（ウ）自分とは関わりがない課題（問題）
（エ）わからない

5　あなたは、今までに人に差別されたことがありますか。

（ア）ある　（イ）ない

6　設問５で「（ア）ある」と答えた人のみ、答えてください。それはどのような内容でしたか。（複数回答可）

※設問５で「（イ）ない」と答えた人は、この設問には答えないでください。

（ア）学力・運動能力のことでの差別
（イ）顔やからだつきのことでの差別
（ウ）性格のことでの差別
（エ）服装や持ち物のことでの差別
（オ）身体が不自由なことでの差別
（カ）同和問題（部落差別）
（キ）転校生ということでの差別
（ク）外国人であることでの差別
（ケ）家族への差別（親の職業など）
（コ）経済力のことでの差別
（サ）住んでいる場所のことでの差別
（シ）その他（　　）

7　もし、あなたが差別などで人権を傷つけられた場合どうしますか。（複数回答可）

（ア）相手に抗議する
（イ）家族に相談する
（ウ）先生に相談する
（エ）友達や身近な人に相談する
（オ）電話相談・手紙相談・インターネット相談等を利用する
（カ）だまって我慢する
（キ）その他（　　）

８　あなたは、今までに人を差別したことがありますか。１つ選んでください。

（ア）ある　　（イ）ない

９　設問８で「（ア）ある」と答えた人のみ、答えてください。それはどのような内容でしたか。（複数回答可）
※設問８で「（イ）ない」と答えた人は、この設問には答えないでください。

（ア）学力・運動能力のことでの差別　　（イ）顔やからだつきのことでの差別
（ウ）性格のことでの差別　　（エ）服装や持ち物のことでの差別
（オ）身体が不自由なことでの差別　　（カ）同和問題（部落差別）
（キ）転校生ということでの差別　　（ク）外国人であることでの差別
（ケ）家族への差別（親の職業など）　　（コ）経済力のことでの差別
（サ）住んでいる場所のことでの差別
（シ）その他（　　）

１０　あなたは身の回りで、インターネット（ゲーム、ＳＮＳ等）により、人権が侵害されたことを見たり聞いたりしたことがありますか。１つ選んでください。

（ア）ある　　（イ）ない　　（ウ）わからない

１１　あなたは、インターネット（ゲーム、ＳＮＳ等）により、他の人の人権を侵害したり、自分の人権が侵害されたりしたことがありますか。１つ選んでください。

（ア）ある　　（イ）ない　　（ウ）わからない

１２　同和問題（部落差別）について聞きます。授業で同和問題（部落差別）を学ぶ中であなたは主にどのようなことについて知っていますか。（複数回答可）

（ア）江戸時代の支配の名残　　（イ）えた、ひにんと呼ばれた人が差別された
（ウ）解放令　　（エ）全国水平社
（オ）住んでいる地域の差別　　（カ）就職、職業に対する差別
（キ）結婚に対する差別　　（ク）言葉しか知らない
（ケ）その他（　　）

１３　あなたが、同和問題（部落差別）について、初めて知ったのは誰（あるいは何）からですか。（複数回答可）

（ア）先生（学校の授業）　　（イ）家族　　（ウ）親戚の人
（エ）テレビ・本・インターネット　　（オ）市報・新聞等
（カ）その他（　　）

１４　あなたは、なぜ同和問題（部落差別）が起こったと思いますか。１つ選んでください。

（ア）室町時代または江戸時代から、豊臣秀吉や徳川家康などの支配者が民衆を支配する手段として、身分の固定を図ったから
（イ）職業（仕事）がちがうから
（ウ）人種・民族がちがうから
（エ）わからない
（オ）その他（　　）

１５　あなたは、現在でも、同和問題（部落差別）があると思いますか。１つ選んでください。

（ア）ある　　（イ）ない　　（ウ）わからない

１６　この設問は、設問１５で「（ア）ある」と答えた人のみ、答えてください。あなたは、同和問題（部落差別）はどんな場合に多く起こっていると思いますか。（複数回答可）
設問１５で「（イ）ない」「（ウ）わからない」と答えた人は、答えないでください。

（ア）インターネット上で（差別が）起こっている
（イ）日常の付き合いの中で（差別が）起こっている
（ウ）進学・就職の際に（差別が）起こっている
（エ）結婚の際に（差別が）起こっている
（オ）居住や生活環境において（差別が）起こっている
（カ）わからない
（キ）その他（　　）

１７　あなたは、同和問題（部落差別）が今もなおあることをどう思いますか。１つ選んでください。

（ア）あってはならないことであり、許せない
（イ）自分とは関係ない
（ウ）わからない
（エ）その他（　　）

１８　あなたは、同和問題（部落差別）をなくすために、どうしたらよいと思いますか。１つ選んでください。

（ア）正しく理解し、なくしていくよう努力する
（イ）自分は差別をしないようにする
（ウ）わからない
（エ）その他（　　）

ご協力ありがとうございました。

設問１　あなたは、自分の身の回りにおいて、人権（すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利）が尊重されていると思いますか。１つ選んでください。

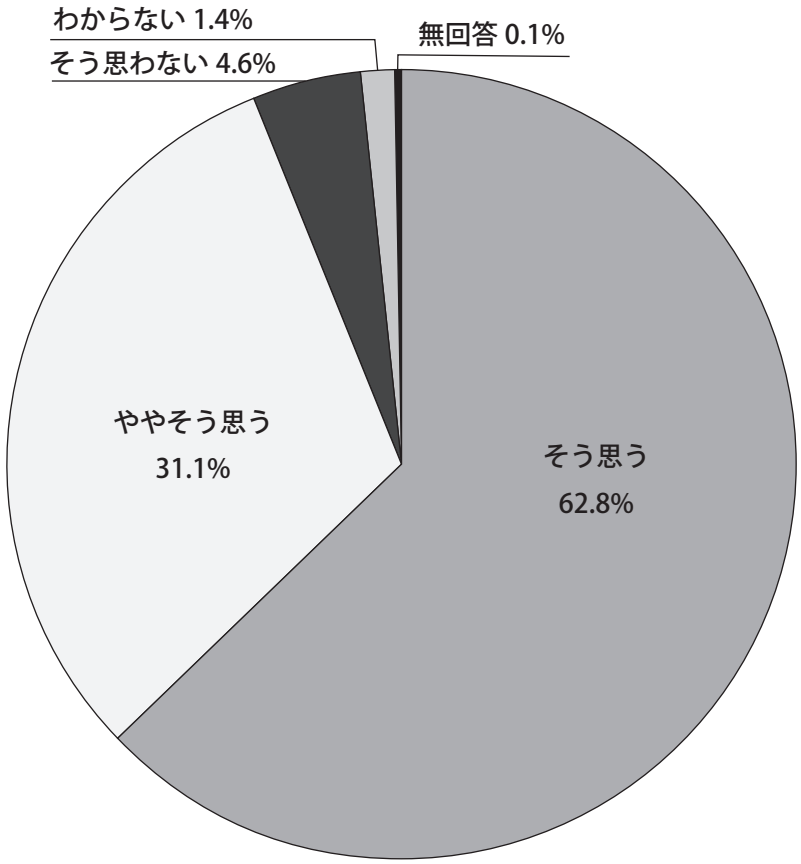

【考察】

「そう思う」が６２．８％、「ややそう思う」が３１．１％となり、合計９３．９％の生徒が身の回りにおいて、人権が尊重されていると答えている。前回の令和２年度の同調査と比べると、１．１ポイント上昇した。しかし、「そう思わない」という回答は４．６％となり、前回の３．４％に比べ１．２ポイント増加した。「人権」に対する意識が高まり、身近な出来事について人権意識を持って捉えることで、人権侵害を感じ取る意識の表れでもある反面、実際に人権侵害がある現状をふまえ、引き続き人権尊重についての教育や啓発を推進していく必要がある。

項　　目	割合（%）
そう思う	62.8
ややそう思う	31.1
そう思わない	4.6
わからない	1.4
無回答	0.1

設問２　あなたは、学校や地域社会の中で、差別があると思いますか。１つ選んでください。

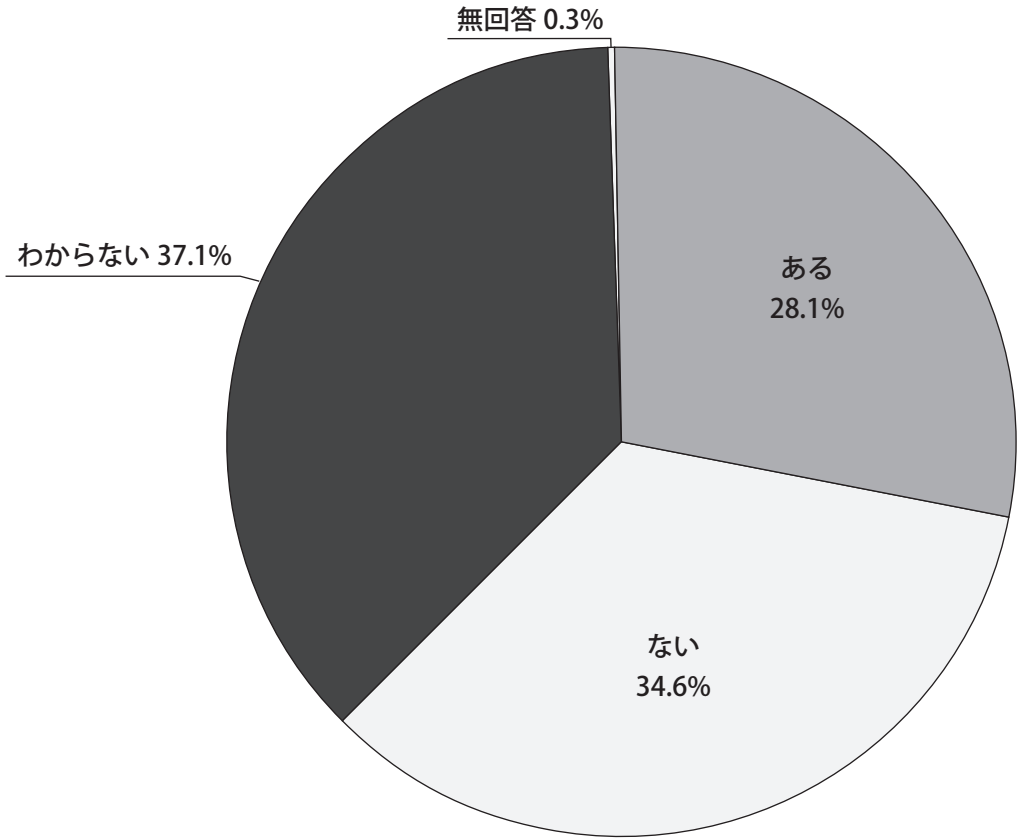

【考察】

「ある」と回答した生徒が、２８．１％と、３割に迫る結果となった。１０人中３人が差別があると感じている状況と捉えると、非常に深刻な結果であるといえる。また「ない」と回答した生徒は３４．６％となり、「ある」と回答した生徒を上回っている。そして「わからない」という回答が３７．１％とこちらも高い割合を示している。どのような差別を見聞きしたのか、差別とはどのようなものかを理解しているかなど、学校での人権教育を通して確実に把握し、さらなる大きな人権侵害につながることのないように、よりきめ細やかな視点での指導が必要になる。

項　　目	割合（%）
ある	28.1
ない	34.6
わからない	37.1
無回答	0.3

設問３　あなたの関心の高い人権課題（問題）はなんですか。（複数回答可）

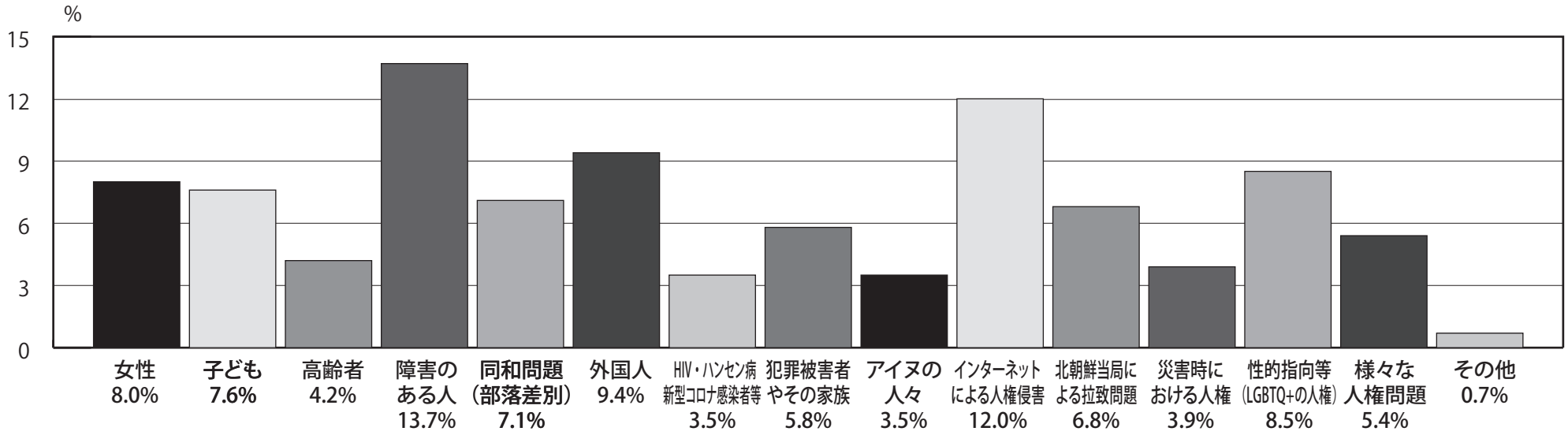

項　　目	割合（%）
女性の人権	8.0
子どもの人権	7.6
高齢者の人権	4.2
障害のある人の人権	13.7
同和問題（部落差別）	7.1
外国人の人権	9.4
HIV・ハンセン病・新型コロナウイルス感染者等の人権	3.5
犯罪被害者やその家族の人権	5.8
アイヌの人々の人権	3.5
インターネットによる人権侵害	12.0
北朝鮮当局による拉致問題	6.8
災害時における人権への配慮	3.9
性的指向・ジェンダーアイデンティティ、LGBTQ+（性的マイノリティ）の人権	8.5
様々な人権問題	5.4
その他	0.7

【考察】

総回答数の内、最も回答が多かったのは「障害のある人の人権」で１３．７％であった。続いて「インターネットによる人権侵害」（１２．０％）、「外国人の人権」（９．４％）、「性的指向・ジェンダーアイデンティティ、LGBTQ+（性的マイノリティ）の人権」（８．５％）の順に関心が高い。そして、より複雑化、深刻化している「インターネットによる人権侵害」については、今後＊情報モラル教育を通して、生徒・保護者ともに正しい知識を身につける必要がある。

＊情報モラル教育：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する教育。

設問４　あなたは、人権課題（問題）について、どのように考えますか。１つ選んでください。

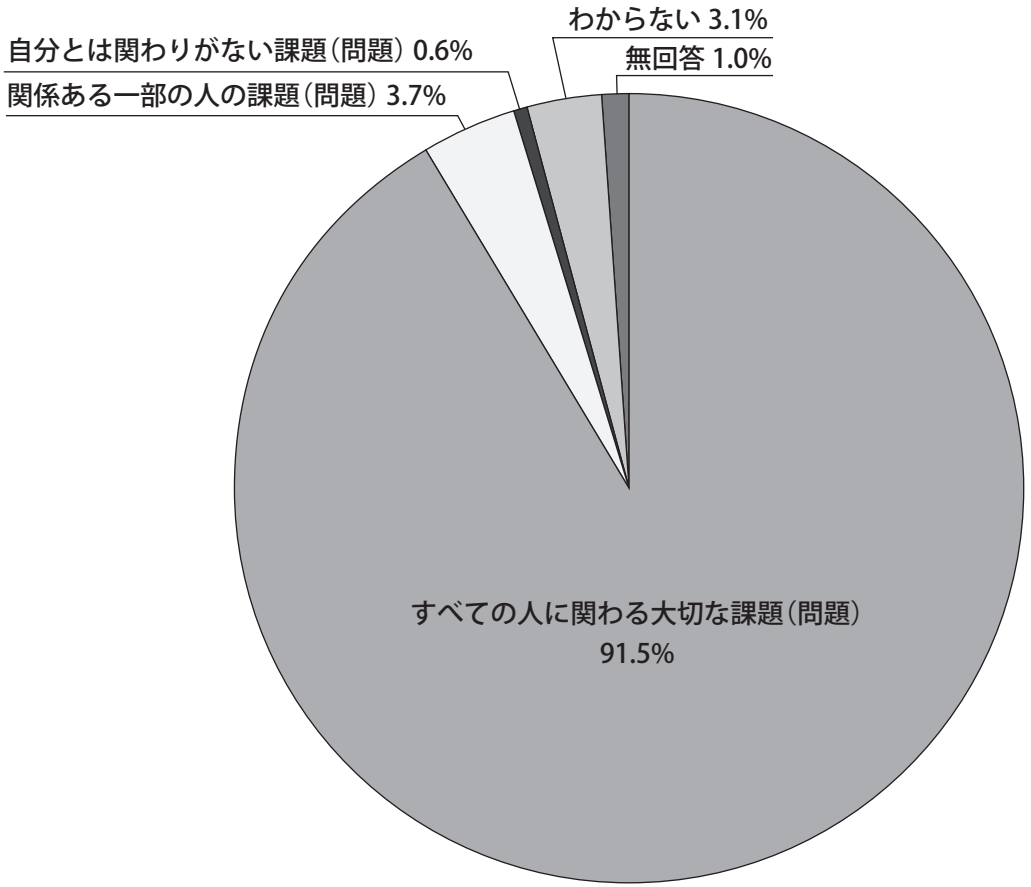

【考察】

「すべての人に関わる大切な課題（問題）」と回答した生徒が９割を超えた。しかしながら、「関係ある一部の人の課題（問題）」３．７％、「自分とは関わりがない課題（問題）」０．６％は併せて４．３％と、前回（令和２年度）の１．６％に比べ、２．７ポイント上昇している。「誰一人として取り残さない」人権尊重社会の実現のために、それぞれの人権課題（問題）を、自分事として捉えることができるよう、改めて人権尊重とはどのようなものであるかを、学校教育の全ての場面において、より細やかに指導していく必要がある。

項　　目	割合（％）
すべての人に関わる大切な課題（問題）	91.5
関係ある一部の人の課題（問題）	3.7
自分とは関わりがない課題（問題）	0.6
わからない	3.1
無回答	1.0

設問５　あなたは、今までに人に差別されたことがありますか。

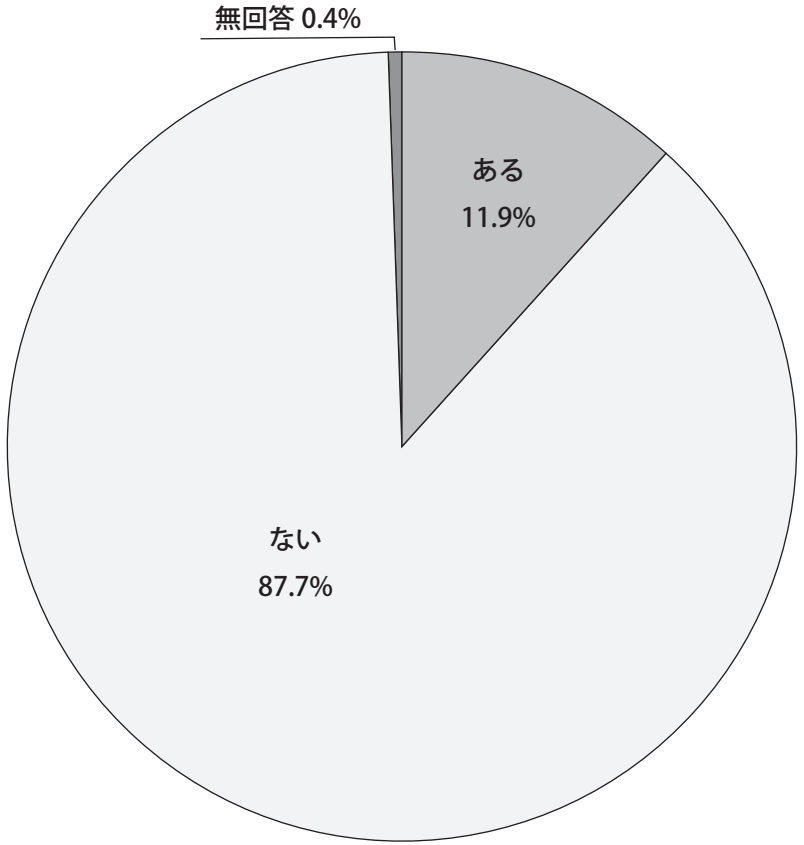

【考察】

全体でみると、８７．７％が「差別されたことがない」と回答している。しかしながら、「ある」と回答した生徒が１１．９％いる。１２ページの「あなたは、今までに人を差別したことがありますか」という設問の回答状況では、「(差別したことが) ある」と回答した生徒が４．３％であることをふまえると、差別をしても差別と自覚しないまま行為を続ける生徒が一定数いる可能性が考えられる。改めて、差別とは何か、そして差別となる言動はどのようであるかを理解させなければならない。

項　　目	割合（%）
ある	11.9
ない	87.7
無回答	0.4

設問６　設問５で「(ア) ある」と答えた人のみ、答えてください。それはどのような内容でしたか。（複数回答可）

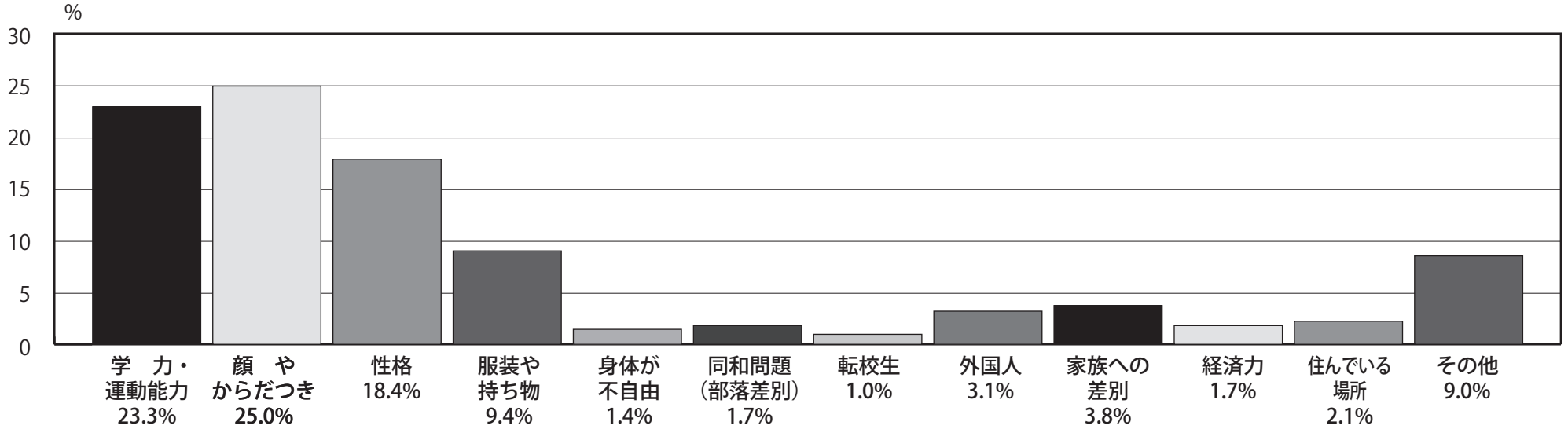

【考察】

差別の内容については、「顔やからだつきのことでの差別」が最も多く２５．０％であった。次に「学力･運動能力のことでの差別」（２３．３％)､「性格のことでの差別」（１８．４％）となっている。「顔やからだつきのことでの差別」は、学校においては決してあってはならないことであるにも関わらず、最も多い割合を占めていることを考えると、日頃の学校生活の中で、生徒達の言動についてより細やかに目を配り、適切に対応しなければならない。また今回は「学力・運動能力のことでの差別」が２番目に多かった。学力や運動能力を比較し、差別につなげることはあってはならない。数値で表す能力ではなく、努力する姿勢や成長する様子を認め合えるような指導が必要である。

項　　目	割合（%）
学力・運動能力のことでの差別	23.3
顔やからだつきのことでの差別	25.0
性格のことでの差別	18.4
服装や持ち物のことでの差別	9.4
身体が不自由なことでの差別	1.4
同和問題（部落差別）	1.7
転校生ということでの差別	1.0
外国人であることでの差別	3.1
家族への差別（親の職業など）	3.8
経済力のことでの差別	1.7
住んでいる場所のことでの差別	2.1
その他	9.0

設問７　もし、あなたが差別などで人権を傷つけられた場合どうしますか。（複数回答可）

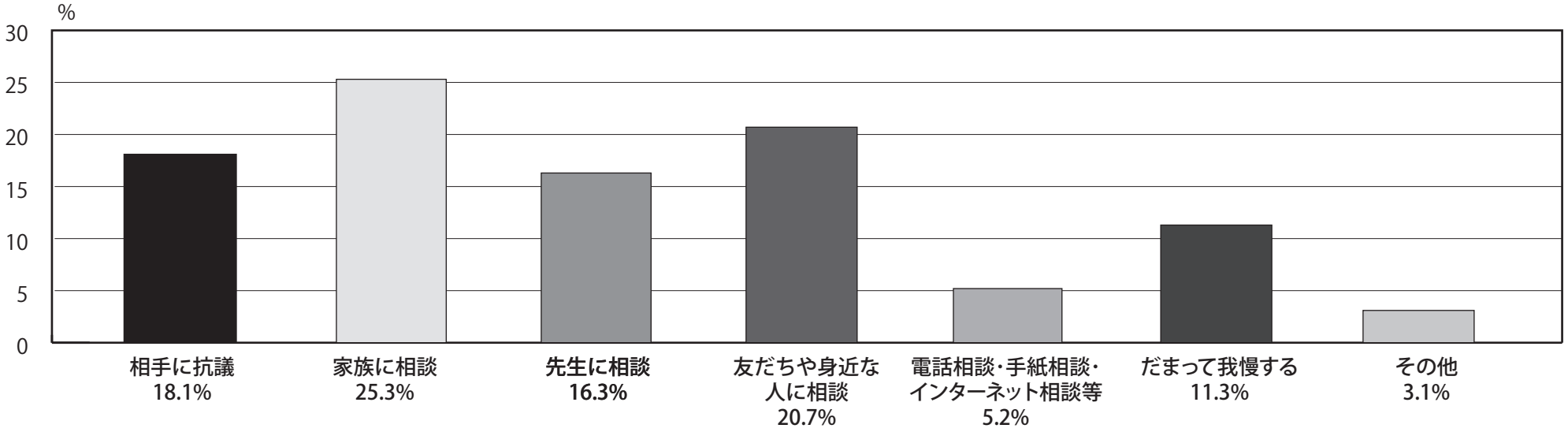

【考察】

「家族に相談する」割合が２５．３％となった。また「友だちや身近な人に相談する」割合も２０．７％と高く、家族や身近な人の存在が心の支えになっていることがわかる。また「先生に相談する」と回答した生徒は１６．３％であった。「先生に相談する」という項目は、前回（令和２年度）の結果である３８．２％と比較すると、２１．９％のポイント減少となっている。各小・中学校とも、教育相談の機会や教育相談室の整備、教育相談員の配置などが整っているにも関わらず、生徒は教職員に相談しにくいという傾向がある。今後は、教職員と生徒の信頼関係をより深める必要がある。また「だまって我慢する」が１１．３％となっており、１０人に１人は差別を受け、人権を傷つけられても、誰にも相談しないという結果となった。生命に関わる重大事態に発展させないためにも、今後も学校・家庭・地域が連携して、生徒を見守っていかねばならない。

項　　目	割合（%）
相手に抗議する	18.1
家族に相談する	25.3
先生に相談する	16.3
友だちや身近な人に相談する	20.7
電話相談・手紙相談・インターネット相談等を利用する	5.2
だまって我慢する	11.3
その他	3.1

設問８　あなたは、今までに人を差別したことがありますか。１つ選んでください。

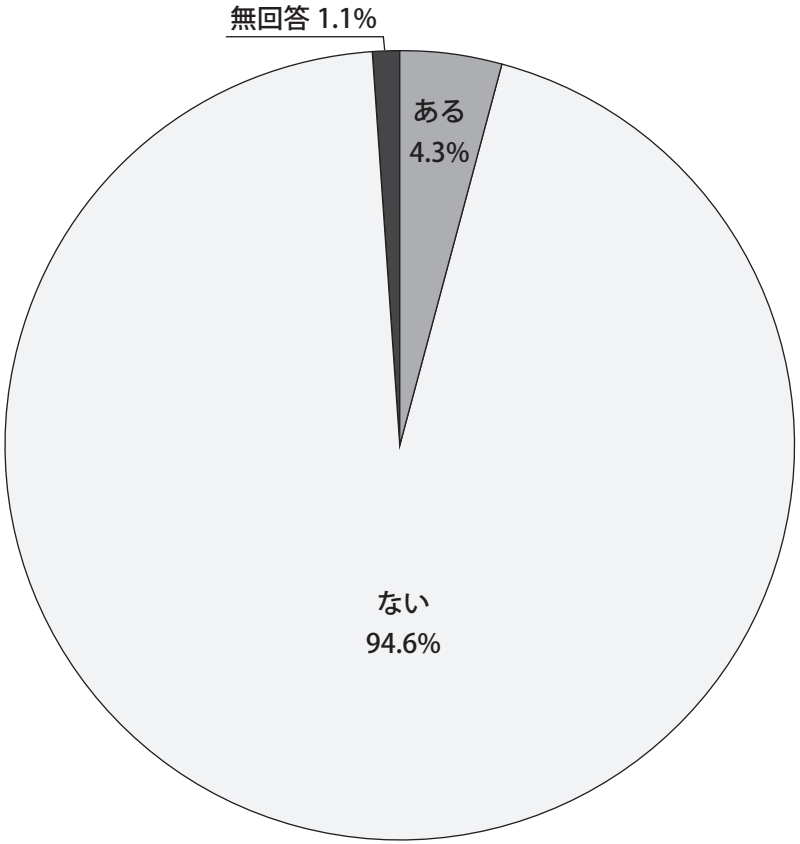

【考察】

「ない」と回答した生徒は全体の９４．６％と高い割合を示した。これは道徳をはじめとした学校生活における、全ての教育活動を通して行った人権意識を高める指導の成果である。しかし、９ページの「あなたは、今までに人に差別されたことがありますか」という設問の回答状況では、「(差別されたことが) ある」と回答した生徒が１１．９％いたことをふまえると、差別をしたことがないと思っていても、差別されたと感じる生徒が存在している可能性がある。教職員が「差別は決してあってはならない」という高い意識を常に持ち、細やかに学校生活を見守る必要がある。

項　　目	割合（%）
ある	4.3
ない	94.6
無回答	1.1

設問９　設問８で「(ア) ある」と答えた人のみ、答えてください。それはどのような内容でしたか。（複数回答可）

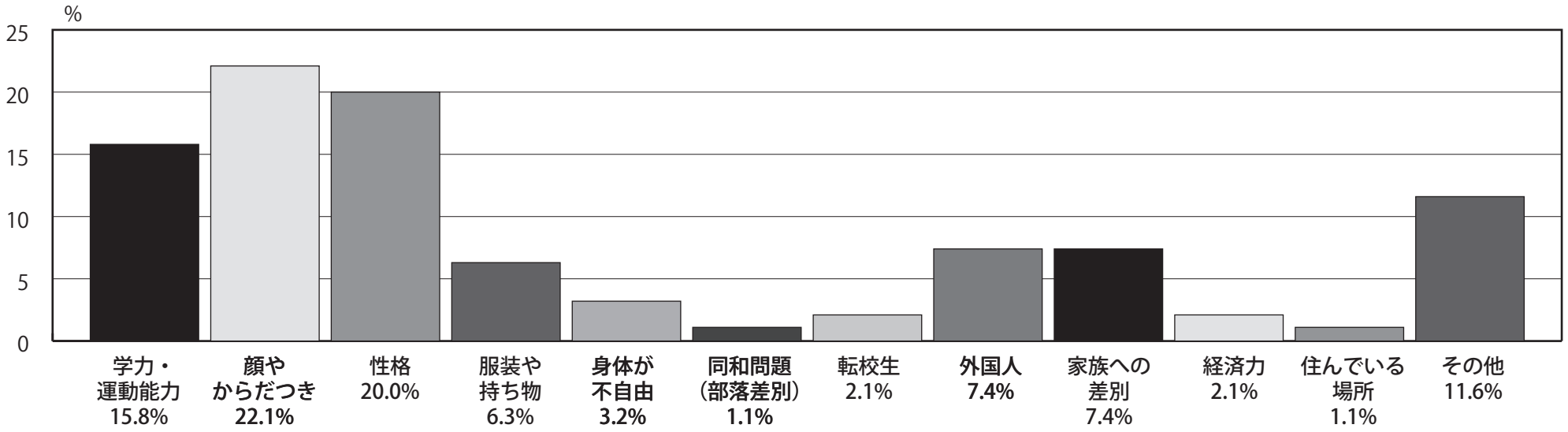

項　　目	割合（%）
学力・運動能力のことでの差別	15.8
顔やからだつきのことでの差別	22.1
性格のことでの差別	20.0
服装や持ち物のことでの差別	6.3
身体が不自由なことでの差別	3.2
同和問題（部落差別）	1.1
転校生ということでの差別	2.1
外国人であることでの差別	7.4
家族への差別（親の職業など）	7.4
経済力のことでの差別	2.1
住んでいる場所のことでの差別	1.1
その他	11.6

【考察】

設問６同様､「顔やからだつきのことでの差別」が２２．１％と最も多かった。それは決してあってはならないことであり、毅然として指導する必要がある。本人の生まれ持った特徴は、多様性として受け入れられるべきであり、誰もが自由で、自分らしく幸せに生きる権利を有していることを、当たり前のこととして指導しなければならない。

設問 10　あなたは身の回りで、インターネット（ゲーム、SNS 等）により、人権が侵害されたことを見たり聞いたりしたことがありますか。１つ選んでください。

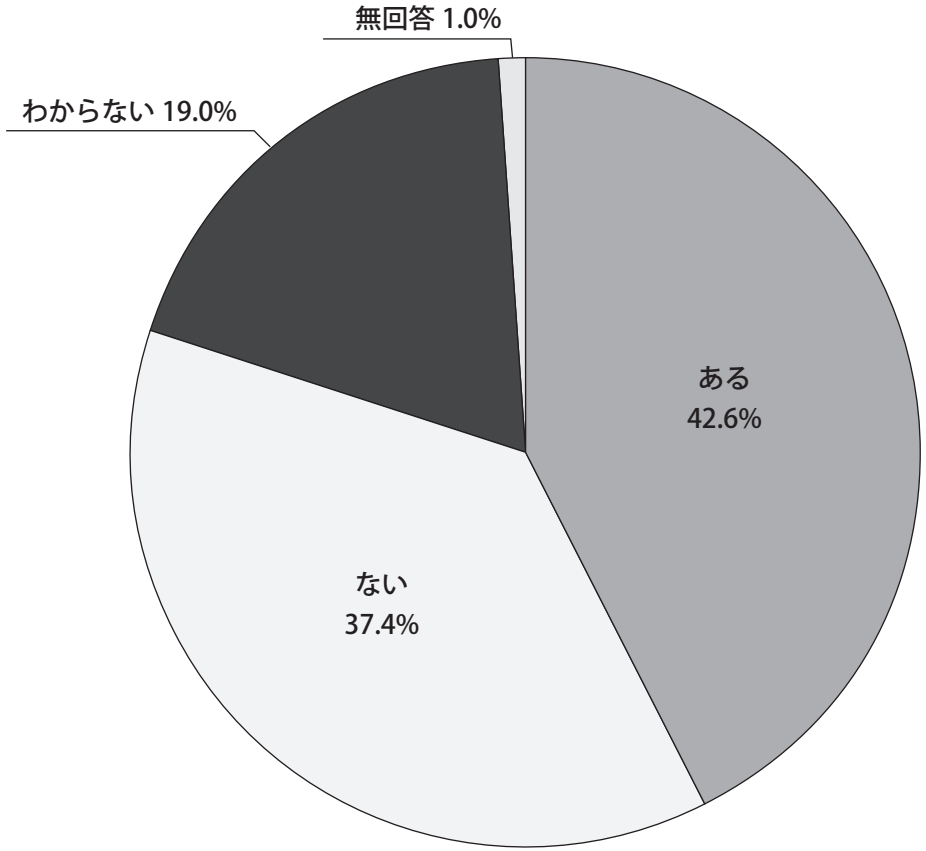

【考察】

「ある」と回答した生徒が４２．６％という結果となった。こども家庭庁による「令和５年度　青少年のインターネット利用環境実態調査結果（速報）令和６年２月」によると、満１０歳～満１７歳までの「青少年」におけるインターネット利用率は、９９．６％となっている。いわば、青少年のほぼ全員が何らかの通信機器を使用し、インターネットに接続できる中で、約４割の生徒が人権侵害を見聞きしている状況は、非常に深刻である。「インターネットによる人権侵害」については、情報モラル教育を徹底し、決して許されない差別であることを改めて認識させる必要がある。

項　　目	割合（%）
ある	42.6
ない	37.4
わからない	19.0
無回答	1.0

設問 11　あなたは、インターネット（ゲーム、SNS 等）により、他の人の人権を侵害したり、自分の人権が侵害されたりしたことがありますか。１つ選んでください。

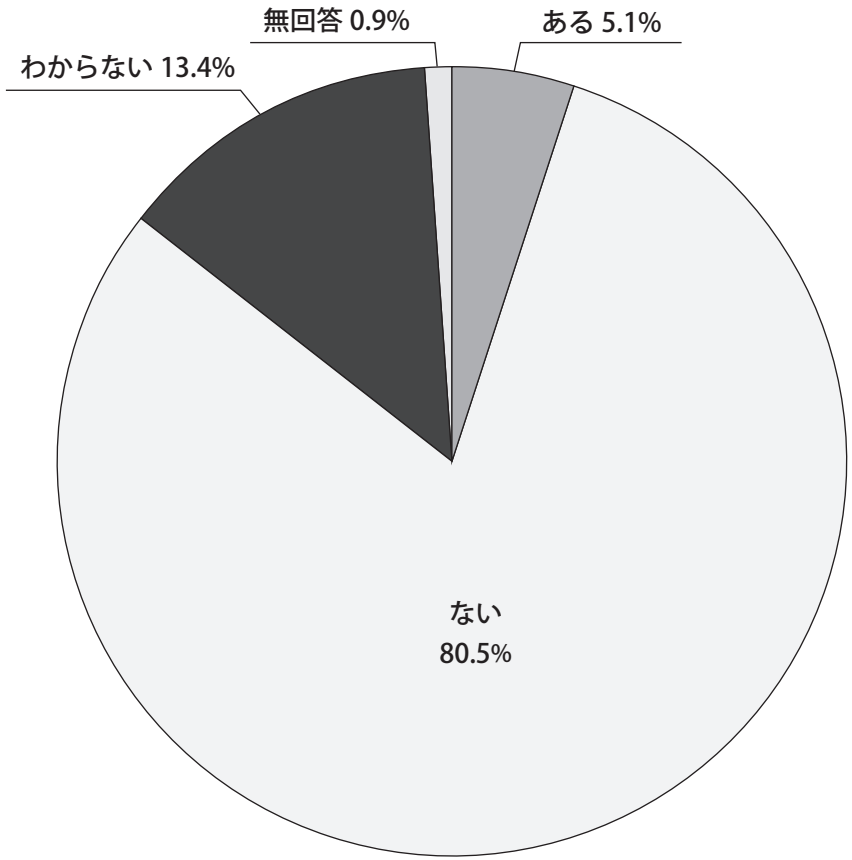

【考察】

「ない」と回答した生徒が８０．５％と高い割合を示した。しかし、「ある」と回答した生徒が５．１％いる。全回答者において、約２０人に１人がインターネット上での差別の被害者、あるいは加害者になっているという状況は、深刻に受け止めなければならない。学校における人権教育のさらなる充実とともに、教職員の観察や生徒からの情報提供、毎月一度実施しているアンケート調査や面談等の機会を活用して、人権侵害の予防や早期発見に努めなければならない。

項　　目	割合（%）
ある	5.1
ない	80.5
わからない	13.4
無回答	0.9

設問 12　同和問題（部落差別）について聞きます。授業で同和問題（部落差別）を学ぶ中であなたは主にどのようなことについて知っていますか。（複数回答可）

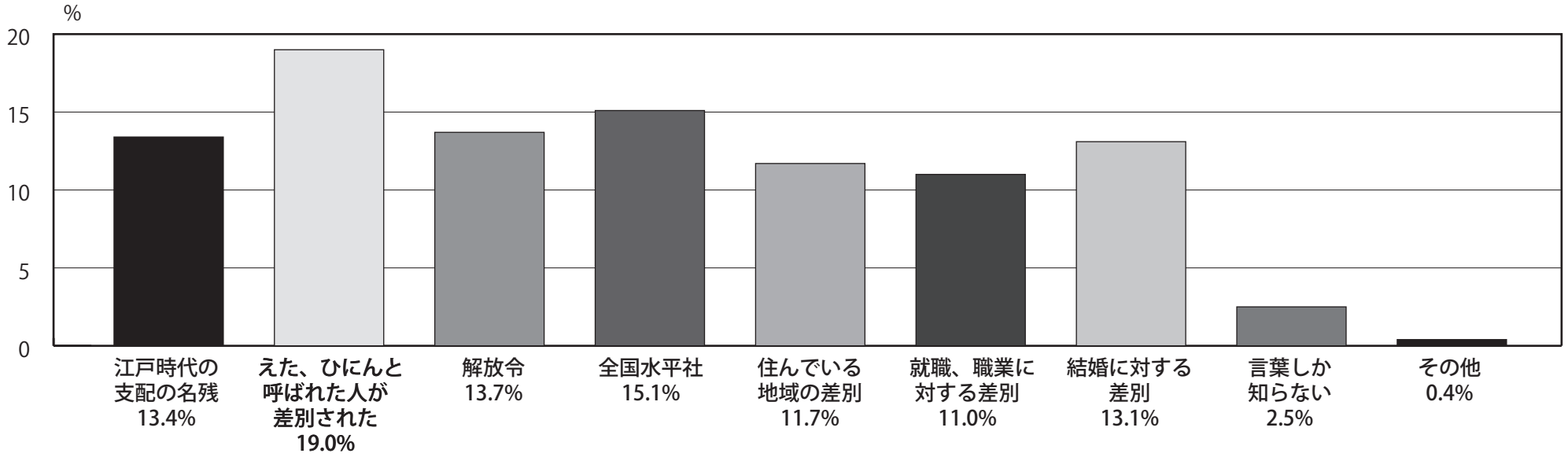

項　　目	割合（%）
江戸時代の支配の名残	13.4
えた、ひにんと呼ばれた人が差別された	19.0
解放令	13.7
全国水平社	15.1
住んでいる地域の差別	11.7
就職、職業に対する差別	11.0
結婚に対する差別	13.1
言葉しか知らない	2.5
その他	0.4

【考察】

全回答の中で、最も多かったのは「えた、ひにんと呼ばれた人が差別された（１９．０％）」という内容である。次に「全国水平社（１５．１％）」「解放令（１３．７％）」と続く。今後も引き続き同和問題（部落差別）に関する知識を確実に指導する必要がある。

設問 13　あなたが同和問題（部落差別）について初めて知ったのは誰（あるいは何）からですか。（複数回答可）

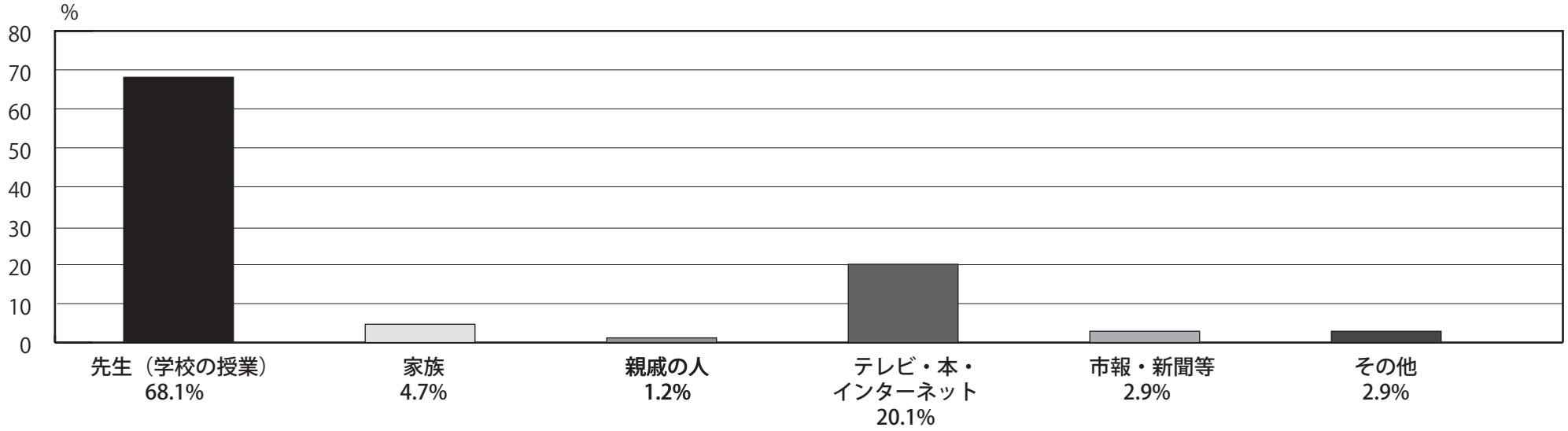

【考察】

「先生（学校の授業)」という回答が６８．１％と、他の選択肢に比べ圧倒的に多い結果となった。社会科の歴史や公民の授業を中心として、学校で正しい知識を指導していることが明確となった。しかしながら、「テレビ・本・インターネット」から知った生徒も２０．１％いる。インターネット上の同和問題（部落差別）に関する情報は、正しい内容であるとは限らない。差別や偏見に満ちた内容であったり、令和４年７月から施行された「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」第３条の禁止事項にも含まれている「識別情報の摘示」のような、同和地区やその地域の特徴などを“晒す”目的で作成され、掲載されたりしているものも多い。教職員が不当な差別は許さない意識を持つこと、同和問題（部落差別）の正しい理解を深めることを前提として、情報モラル教育を推進する必要がある。

項　　目	割合（%）
先生（学校の授業）	68.1
家族	4.7
親戚の人	1.2
テレビ・本・インターネット	20.1
市報・新聞等	2.9
その他	2.9

設問 14　あなたは、なぜ同和問題（部落差別）が起こったと思いますか。１つ選んでください。

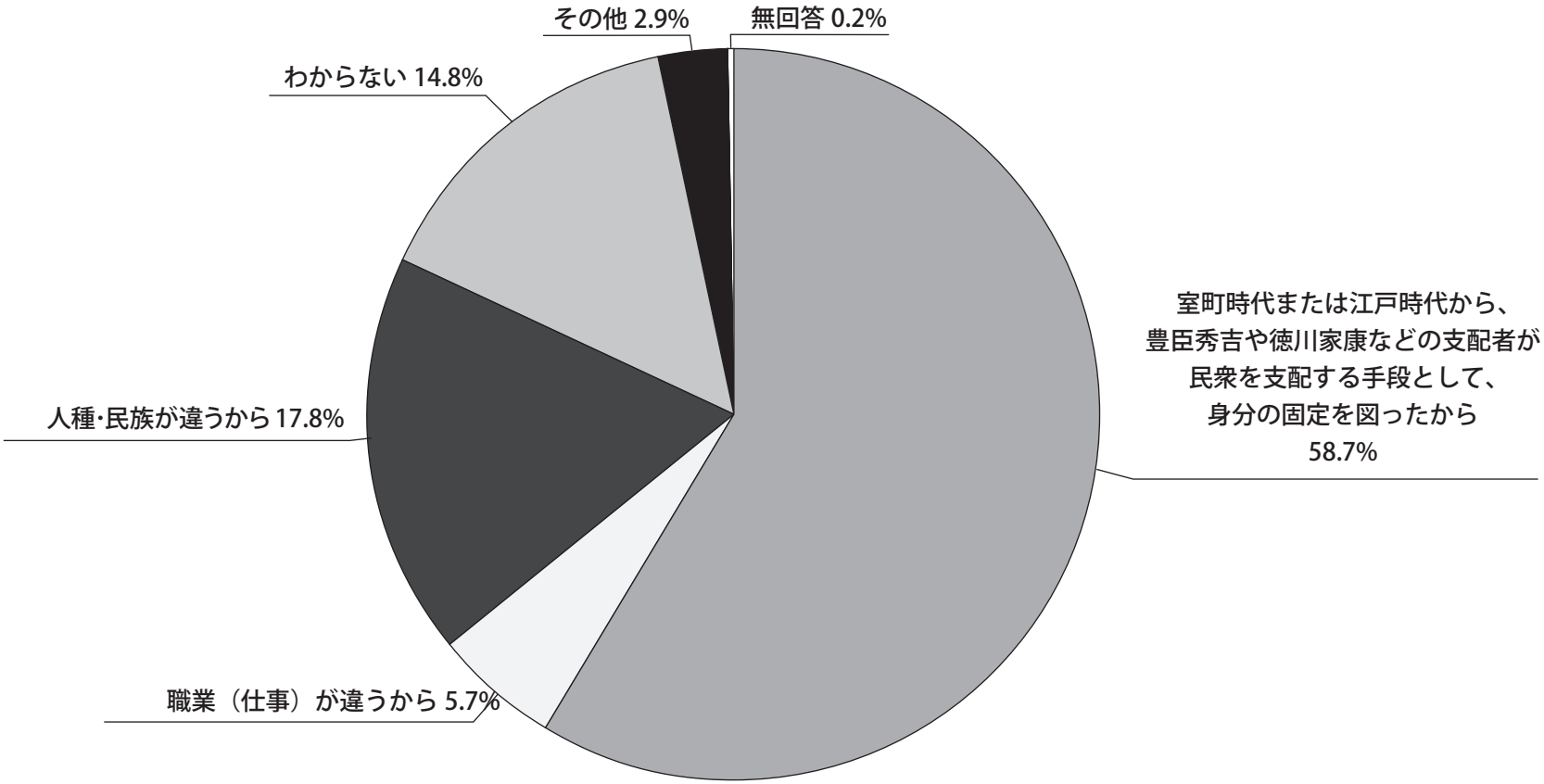

【考察】

正答である「室町時代または江戸時代から、豊臣秀吉や徳川家康などの支配者が民衆を支配する手段として、身分の固定を図ったから」を回答した生徒が５８．７％と、最も多い結果となった。全体の約６割の生徒が同和問題（部落差別）の起こりを正しく理解できている。しかしながら「人種・民族が違うから（１７．８％）」、「職業（仕事）が違うから（５．７％）」と回答した生徒も一定数いる。これらの考え方は、人種差別や職業差別につながる恐れがある。この割合を重く受け止め、新たな差別につながらないよう、正しい知識や理解につながる指導を、学校における全ての教育活動を通して進めることが必要である。

項　　目	割合（%）
室町時代または江戸時代から、豊臣秀吉や徳川家康などの支配者が民衆を支配する手段として、身分の固定を図ったから	58.7
職業（仕事）が違うから	5.7
人種・民族が違うから	17.8
わからない	14.8
その他	2.9
無回答	0.2

設問 15　あなたは、現在でも、同和問題（部落差別）があると思いますか。１つ選んでください。

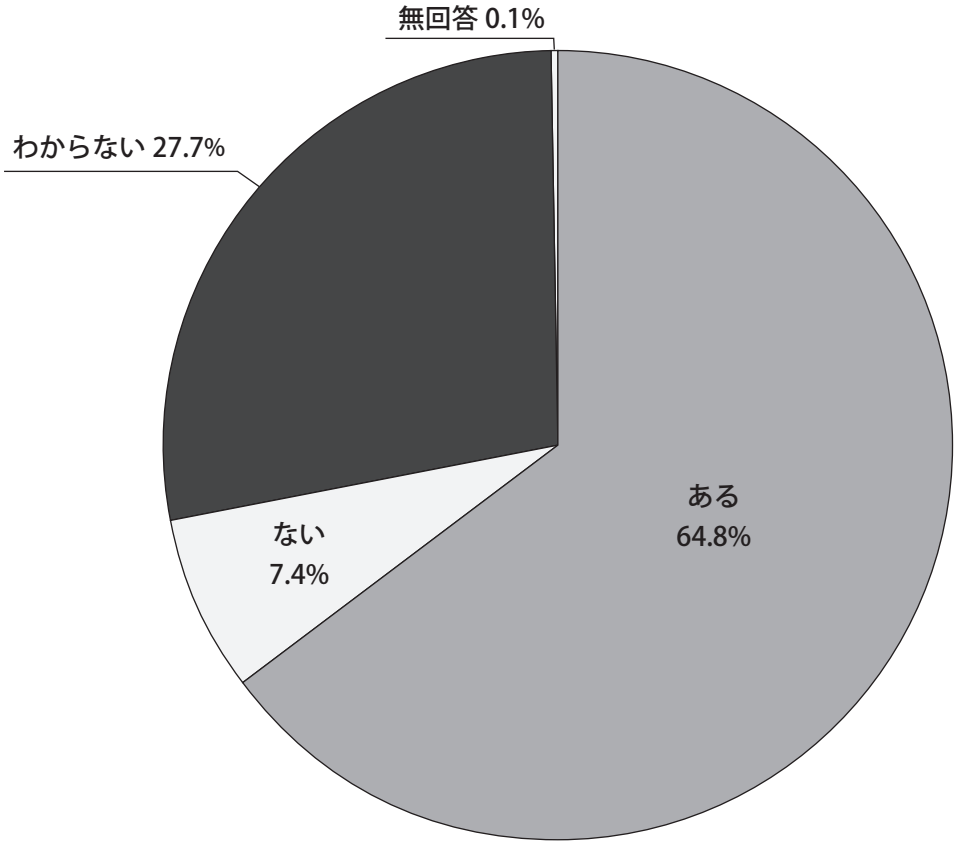

【考察】

「ある」と回答した生徒が６４．８％、「ない」と回答した生徒が７．４％という結果となった。今なお同和問題（部落差別）はあり、熊谷市でも大きな人権侵害問題として取り上げられている。前回の調査（令和２年度）では、「ある」と回答した生徒が８０．０％、「ない」が１．６％であることを考えると、今なおある同和問題（部落差別）に関して、正しく理解ができていない生徒がいることがわかる。同和問題（部落差別）は、今なお存在し、深刻な社会問題となっていること、一刻も早く解消すべき人権課題（問題）であることを認識させる必要がある。

項　　目	割合（%）
ある	64.8
ない	7.4
わからない	27.7
無回答	0.1

設問 16　この設問は、設問 15 で「(ア) ある」と答えた人のみ、答えてください。あなたは、同和問題 (部落差別) はどんな場合に多く起こっていると思いますか。(複数回答可)

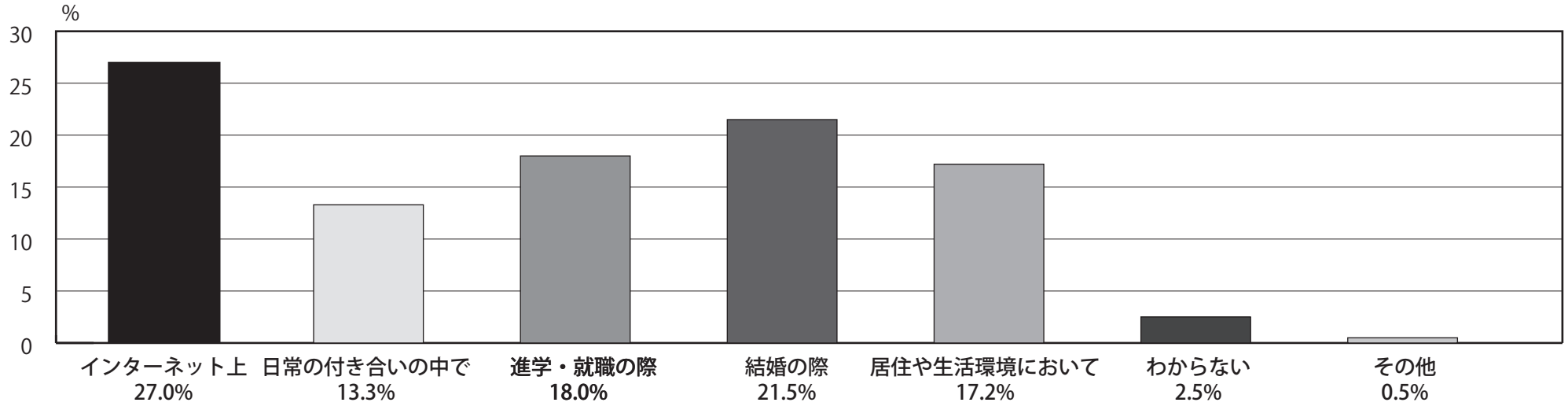

【考察】

「インターネット上で（差別が）起こっている」と回答した生徒が２７.０％と、最も多い結果となった。実際に同和問題（部落差別）においては、インターネットによる人権侵害が今、大きな問題となっている。前出したようにインターネット使用率が１００％に近く、学校でも１人１台タブレットがあり、調べ学習等で検索機能を活用して学習を進めることも増えてきた現状を踏まえ、生徒の人権意識を高め、差別は許さない姿勢を身につけさせるとともに、情報モラル教育を推進する必要がある。

項　　目	割合（%）
インターネット上で（差別が）起こっている	27.0
日常の付き合いの中で（差別が）起こっている	13.3
進学・就職の際に（差別が）起こっている	18.0
結婚の際に（差別が）起こっている	21.5
居住や生活環境において（差別が）起こっている	17.2
わからない	2.5
その他	0.5

設問 17　あなたは、同和問題（部落差別）が今もなおあることを、どう思いますか。１つ選んでください。

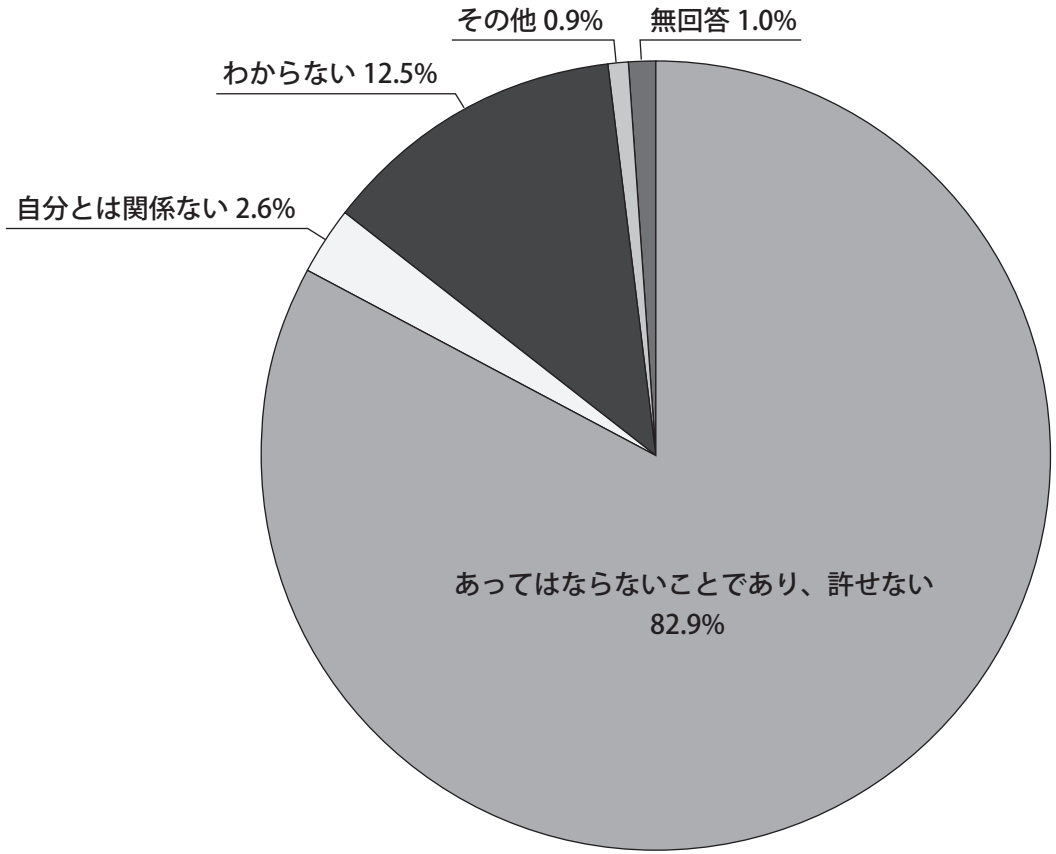

【考察】

「あってはならないことであり、許せない」と回答した生徒の割合は８２．９％という結果となった。多くの生徒が正しい人権感覚を身に付け、人権意識を持っていることがわかる。学校における全ての教育活動を通して、人権感覚を育んできた成果である。しかしながら、「自分とは関係ない」と回答した生徒が２．６％おり、人権課題（問題）を「自分事」として捉えられない生徒がいることがわかった。「誰一人として取り残さない人権尊重社会」を目指して、できる限り「自分とは関係ない」「わからない」と回答する生徒の割合がより減少するように、今後も人権教育を推進していかねばならない。

項　　目	割合（%）
あってはならないことであり、許せない	82.9
自分とは関係ない	2.6
わからない	12.5
その他	0.9
無回答	1.0

設問 18　あなたは、同和問題（部落差別）をなくすために、どうしたらよいと思いますか。１つ選んでください。

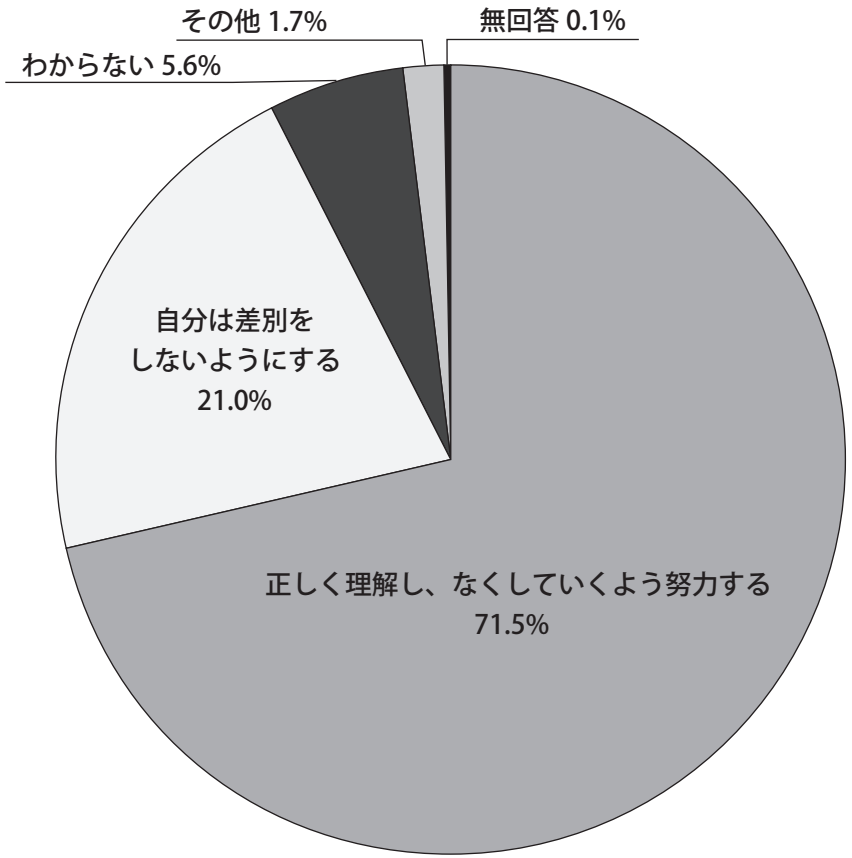

【考察】

「正しく理解し、なくしていくよう努力する（７１．５％)」「自分は差別をしないようにする（２１．０％)」と回答した生徒が併せて９２．５％となった。９割以上の生徒が、同和問題（部落差別）は解消すべき人権課題（問題）であると考えている。これは指導者が、学校における全教育活動を通じて人権教育を推進している成果である。熊谷市教育委員会では「大人が手本となって」というキャッチフレーズを掲げている。同和問題（部落差別）をはじめとした今なお残る人権課題（問題）の解消や解決にむけ、大人が率先して誠意ある姿勢を見せていくことが重要である。

項　　目	割合（%）
正しく理解し、なくしていくよう努力する	71.5
自分は差別しないようにする	21.0
わからない	5.6
その他	1.7
無回答	0.1

◇備　　考

(1) これまでの調査

旧熊谷市人権教育推進協議会実施

「同和問題に関する意識調査」

第 1 回　昭和 49 年 9 月（保護者・高校生）
第 2 回　昭和 54 年 1 月（保護者・高校生）
第 3 回　昭和 56 年 1 月（中学生）
第 4 回　昭和 56 年 12 月（小学生）
第 5 回　昭和 57 年 12 月（保護者）
第 6 回　昭和 58 年 12 月（小学生・高校生）
第 7 回　昭和 59 年 12 月（中学生）
第 8 回　昭和 60 年 12 月（保護者）
第 9 回　昭和 61 年 12 月（高校生）
第 10 回　昭和 62 年 12 月（小学生）
第 11 回　昭和 63 年 12 月（中学生）
第 12 回　平成 元 年 12 月（成　人）
第 13 回　平成 2 年 12 月（高校生）
第 14 回　平成 3 年 12 月（小学生）
第 15 回　平成 4 年 12 月（中学生）
第 16 回　平成 5 年 12 月（成　人）
第 17 回　平成 6 年 12 月（高校生）
第 18 回　平成 7 年 12 月（小学生）
第 19 回　平成 8 年 12 月（中学生）
第 20 回　平成 9 年 12 月（成人）
第 21 回　平成 10 年 12 月（高校生）
第 22 回　平成 11 年 12 月（小学生）
第 23 回　平成 12 年 12 月（中学生）
第 24 回　平成 13 年 12 月（成　人）

「人権問題に関する意識調査」

第 25 回　平成 14 年 12 月（高校生）
第 26 回　平成 15 年 12 月（小学生）
第 27 回　平成 16 年 12 月（中学生）
第 28 回　平成 17 年 12 月（成　人）

新熊谷市人権教育推進協議会実施

第 1 回　平成 18 年 12 月（高校生）
第 2 回　平成 19 年 12 月（小学生）
第 3 回　平成 20 年 12 月（中学生）
第 4 回　平成 21 年 12 月（成　人）
第 5 回　平成 22 年 12 月（高校生）
第 6 回　平成 23 年 7 月（小学生）
第 7 回　平成 24 年 7 月（中学生）
第 8 回　平成 25 年 9 月（成　人）
第 9 回　平成 26 年 9 月（高校生）
第 10 回　平成 27 年 9 月（小学生）
第 11 回　平成 28 年 7 月（中学生）
第 12 回　平成 29 年 9 月（成　人）
第 13 回　平成 30 年 9 月（高校生）
第 14 回　令和 元 年 9 月（小学生）
第 15 回　令和 2 年 7 月（中学生）
第 16 回　令和 3 年 9 月（成　人）
第 17 回　令和 4 年 9 月（高校生）
第 18 回　令和 5 年 9 月（小学生）
第 19 回　令和 6 年 9 月（中学生）

(2) 次回の調査予定

第 20 回　令和 7 年 9 月（成　人）